

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年12月10日に定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	50,000 トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	46,000 トンの内数